

合意書における疑義照会プロトコール（院外処方箋）

岩手県立中部病院

「合意書における疑義照会プロトコール」について岩手県立中部病院と保険薬局（地域薬剤師会）との間で「合意書」を取り交わすこととする。

下記事項について「合意書」を交わすことで、包括的に薬剤師法第23条第2項（処方箋による調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

但し、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第24条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこととする。

なお、「合意書における疑義照会プロトコール」の運用は、外来の疑義照会にかかる時間を減らすことが可能となる。また、医師の負担軽減につながることから今後は、「合意書」を交わした保険薬局の薬剤師に判断を委ねた対応とする。

【本プロトコールの原則】

1. 変更は、必ず患者に服用方法、費用等を説明し同意を得てから行う。
2. 変更後は、必ず「合意書における疑義照会報告書」を病院へ提出すること。「別紙」
3. 修正可能なものに関しては次回からの処方に反映させることとする。
4. 下記に疑義照会不要例を①～⑦に示す。尚、医療用麻薬及び抗がん剤については除外とする。
5. 不明な点がある場合は従来どおり、主治医に疑義照会を行うこと。
6. 非採用薬の変更は次回処方箋に反映されない。

①同一成分名の変更に関すること。

（先発医薬品⇔先発医薬品、先発医薬品⇒後発医薬品）間の変更調剤を可能とする。

Rp1) 「グラクティブ®錠 50mg」⇔「ジャヌビア®錠 50mg」

Rp2) 「タケプロン®OD 錠 15mg」⇒「ランソプラゾール®OD 錠 15mg」

Rp3) 「ノルバスク®錠 10mg」⇒「アムロジン®錠 10mg」（薬価▽）

【特記事項】

※用法用量が変わらないこと

※患者に（薬効・安定性・価格・利便性等）説明し同意のうえ変更すること

※先発品間でも可。但し患者負担が同じあるいは低くなる場合のみ

②同一医薬品の「規格・剤形」変更に関すること。

Rp1) 「オルメテック®錠 20mg : 0.5 錠」 ⇔ 「オルメテック®錠 10mg:1 錠」

Rp2) 「ドグマチール®カプセル 50mg」 ⇔ 「ドグマチール®錠 50mg」

Rp3) 「メマリー®錠 20mg」 ⇔ 「メマリー®OD 錠 20mg」

【散剤】

Rp4) 「ミヤBM®細粒」 ⇔ 「ミヤBM®錠」

【特記事項】

※コメントに「0.5 錠で調剤 **規格変更不可**」等の指示がある場合は除く

※散剤、液剤、外用薬の変更は不可とする。

※用法用量が変わらないこと（外用剤：**合計処方量が変わらない場合に限る**）

※患者に（薬効・安定性・価格・利便性等）説明し同意のうえ変更すること

※適応症に留意すること

③処方日数（数量）の変更による適正化に関すること。

1) **残薬**（外用薬も含む）の適正化（残薬調整）：患者から調整依頼された場合等を含む

Rp1) 「プラビックス®錠 75 mg 30 日分」 → 「27 日分」（3 日分残薬があるため）

【特記事項】

※数量・日数が減少するものに限定すること。また、処方日数（数量）をゼロにはできない。

※次回受診日を考慮し余裕をもって調整・調剤を行うこと

※残薬確認を行い加算請求する場合は、疑義照会した上で調剤録等に記載すること。

2) ビスホスホネートの（1 回/週、1 回/月）製剤あるいは DPP-4 阻害薬の（1 回/週）製剤など、連日投与の他剤と同一日数の場合（**各 Rp との日数の矛盾が明確な場合**：薬剤の製剤特性等）

【他の処方薬が 14 日分処方の時】

Rp1) 「アレンドロン酸錠 35mg : 1 錠 分 1 起床時 14 日分」 → 「2 日分」

【特記事項】

※数量・日数が減少するものに限定すること。また、処方日数（数量）をゼロにはできない。

※次回受診日を考慮し余裕をもって調整・調剤を行うこと

※残薬確認を行い加算請求する場合は、疑義照会した上で調剤録等に記載すること。

3) 「1 日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他剤と同一日数の場合（**各 Rp との日数の矛盾が明確な場合**：用法コメント等）

【他の処方薬が 30 日処方の時】

Rp) 「バクタ配合錠 1錠分1 朝食後 1日おき 30日分」 → 「15日分」

【特記事項】

※数量・日数が減少するものに限定すること。また、処方日数（数量）をゼロにはできない。

※次回受診日を考慮し余裕をもって調整・調剤を行うこと

※残薬確認を行い加算請求する場合は、疑義照会した上で調剤録等に記載すること。

④用法の変更（添付文書上、定められている薬剤の用法変更に関すること。）

- 1) 薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものは、疑義照会を不要とすることができる。

Rp) 医師了解のもとで処方された漢方薬、制吐剤（ドンペリドン等）、糖尿病薬、EPA製剤

【特記事項】

※ 食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明すること。

⑤調剤方法の変更（アドヒアランス等の理由による『一包化・粉碎・混合調剤』に関すること。）

「患者希望」あるいは「アドヒアランスが改善される」場合のみとする。

【特記事項】

※コメントに「1包化不可」とある場合は除く

※必ず患者さんに服用方法ならびに**患者負担額**について説明後、**同意を得て**調剤すること

※医薬品の安定性に留意すること（**遮光・吸湿性等**）

※加算請求する場合は、疑義照会した上で調剤録等に記載すること。

⑥外用薬に関する変更

「同一成分名」の変更

Rp1) 「アルピニー坐剤 100 mg」 ⇔ 「アンヒバ坐剤 100 mg」

（先発医薬品 ⇔ 先発医薬品、先発医薬品 ⇒ 後発医薬品）間の変更調剤を可能とする。

「規格・剤形」変更

Rp2) 「マイザー®軟膏 0.05% (5g) 2本」 ⇒ 「マイザー®軟膏 0.05% (10g) 1本」

Rp3) 「フェルビナクパップ 70mg (6枚入り) 7袋」 ⇔ 「フェルビナクパップ 70mg (7枚入り) 6袋」

「処方日数（数量）」の変更

Rp4) 「テルビナフィン塩酸塩クリーム 1% 30g」 → 「 20g 」 (1本残薬があるため)

「外用剤の用法（適用部位、適用回数等）」の追記（薬歴上あるいは患者面談により用法が明確な場合）

Rp5) ロキソプロフェン Na テープ 100mg 3袋 1日1回 → 1日1回 部位：腰

例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

【特記事項】

※用法用量が変わらないこと

※患者に（薬効・安定性・価格等）説明し同意のうえ変更すること

※先発品間でも可。但し患者負担が同じあるいは低くなる場合のみ

※軟膏⇔クリームの製剤変更は、不可とする。

※外用剤のパップ剤とテープ剤の変更調剤可とする。

⑦その他「合意事項」に関すること。（自院の状況に合わせた取り組み等に関する事項）

- ・疑義照会を簡素化できない事項
- ・各種問い合わせ窓口 等

以上